

公明党提案で港区のPCR検査拡充が実現!

みなと保健所では、これまで新型コロナウイルス感染を判定するPCR検査には東京都の検査機関を利用してきましたが、検査件数増加に伴い従前翌日だった検査結果の判明が、3~4日要する事態に。そこで、4月13日から民間の検査機関を利用することで、翌日までに結果が判明し迅速な対応が可能に！感染者が急増したため、港区議会公明党として検査拡充を区に要望し実現！



非課税水準まで収入減少世帯に、給付金30万円!

新型コロナ 1世帯あたり30万円もらえる条件

現金給付の対象

2~6月のいずれかの世帯主の月収が

- ▶ 年収換算で住民税非課税水準まで減少
- ▶ 半減して年収換算で住民税非課税水準の2倍以下まで減少

住民税非課税水準の月収

| | | |
|-----------------|--------|--|
| 独身 | 10万円以下 | |
| 夫婦 (2人世帯) | 15万円以下 | |
| 夫婦子1人 (3人世帯) | 20万円以下 | |
| 夫婦子2人 (4人世帯) | 25万円以下 | |

新型コロナウイルス対応の緊急経済対策として、収入が住民税非課税水準まで急減した世帯に対して、「生活支援臨時給付金(仮称)」(1世帯あたり30万円の現金給付)が支給されます。

世帯主の月間収入が本年2~6月の期間で、一月でも左図の基準以下であれば住民税非課税水準とみなし、給付の対象に。

なお生活保護を受けている世帯や年金のみの住民税非課税世帯は対象とはなりません。

支給開始は、4月24日予定の国の補正予算成立を受けて、港区での補正予算成立後となります。

お問合せ先：「生活支援臨時給付金コールセンター」

☎03-5638-5855(9:00~18:30)平日のみ

中小企業等へ、最大200万円給付や休業協力金支給へ!

「持続化給付金」
法人 200万円以内
個人事業者等 100万円以内



「感染拡大防止協力金」
単独店舗 50万円
複数店舗 100万円

新型コロナの影響を受けている中小事業者等に対して、事業継続の最大200万円の「持続化給付金」が支給へ。給付対象は、前年同月比で売上が50%以上減少している中小企業やフリーランスを含む個人事業主などで、支給額は前年の総売上と▲50%月売上×12との差額分。なお詳細な条件や申請方法等については、国の補正予算成立後です。問合せ先：中小企業金融・給付金相談窓口☎0570-783183(9~17時)

また、東京都は、緊急事態宣言にもとづく休業要請や協力依頼に全面的に応じた店舗や中小事業者に対する「感染拡大防止協力金」を創設し、単独店舗の事業者に50万円、複数店舗を持つ場合は100万円を支給します。4月15日迄に支給対象や条件などが確定される見込みです。問合せ先：都「緊急事態措置相談センター」☎03-5388-0567(9~19時)

生活困窮者への住宅確保給付金の対象が拡充へ!

失業する前でも
3か月家賃支給に!



住宅確保給付金を活用すれば、家賃が払えなくなり、住まいを失ったもしくはは住まいを失う恐れがある人に対して、一定の収入要件や資産要件がありますが、原則として3ヶ月間、最大で9ヶ月間家賃が支給されます。

新型コロナ感染症の拡大により、これまでは仕事を失ってからでしか申請できなかった住宅確保給付金ですが、失業する前でも申請できるようになります。

なお、以前は65歳未満との年齢制限もありましたが、すでに撤廃されています。対象拡大は4月20日からで、申請は生活相談もできる下記になります。

港区生活・就労支援センター☎03-5114-8826(8:30~17:15)平日のみ

新型コロナに便乗した、区役所職員を名乗った不審な電話が多数報告されています。給付金等の詐欺にご注意を!

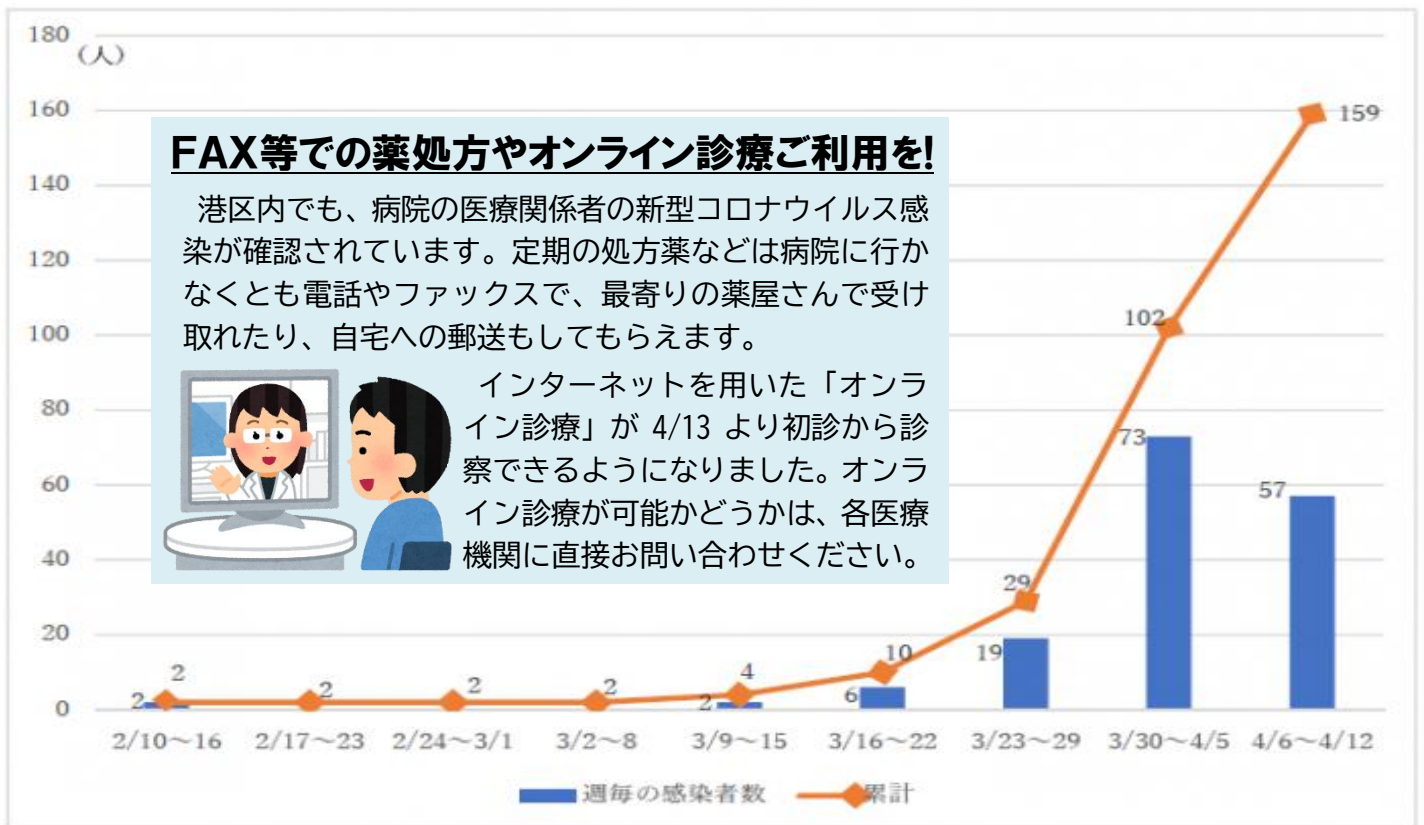
緊急事態宣言

3密を

密閉 密集 密接

避けてください!

スーパーでも、飲食店でも、人が集中する時間を避けてご利用ください。



週毎の感染者数（みなと保健所発生届受理数）※港区民の感染者数は4/11時点 155人

港区は、都内で人口当たりの感染症患者数が一番多い(ワースト)

感染者のうちの多くは海外からの帰国者とともに夜の繁華街での感染が疑われる人とその濃厚接触者です。不要不急の外出を控え、できる限り在宅でお過ごしください。

感染した？不安に思ったら、「みなと保健所電話相談窓口」に

☎03-3455-4461 03-6400-0081 (8:30~17:15 平日のみ)

その他の時間は、「都・特別区・八王子市・町田市合同電話センター」へ

☎03-5320-4592(平日:17時から翌9時 土日祝日:終日)